

令和5年度 りりこう園 生活支援 事業計画書

全国身体障害者施設協議会に加盟する施設として、「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」「可能性の限りない追求」「ともに生きる社会作り」という基本理念を遵守する。

- 1 私たちは、基本的人権を尊重し、利用者一人ひとりのその人らしい生活を支援します。
- 2 私たちは、日々の実践を検証し、利用者に安全、快適なサービスを提供します。
- 3 私たちは、自己研鑽に努め、専門的な知識と技術と価値観をもって、良質なサービスを提供します。
- 4 私たちは、利用者に必要な情報をわかりやすい方法で提供し、要望にはすみやかに対応します。
- 5 私たちは、広く重度の障害のある方々のためのサービスを開発し、提供します。
- 6 私たちは、重度の障害のある方々をとりまく環境の改善と福祉文化の醸成に努めます。
- 7 私たちは、関連機関・団体、地域住民等とともに、事業を展開します。
- 8 私たちは、透明性を堅持し、健全かつ活力ある経営にあたります。

1 令和5年度 事業の重点事項

(1) アフターコロナにおける「新たな生活支援」の遂行

…**新型コロナウイルス感染症の5類への移行を見据え、3年間に渡り制限を実施してきた生活支援活動について適切な見直しを図り、基本的な感染対策を継続しながら、諸活動の活性化や諸行事への一層の取り組みを通じ、介護施設ではない生活施設としての機能を回復・発揮させることに注力する**

*このことについて主となり取り組む職員を配置して、諸活動、諸行事を担当する職員と連携し、新たな生活支援活動の計画と推進を実行していく。

*一人ひとりの命を守ることと等しく、一人ひとりの豊かな生活を守っていく事も我々の使命であり、コロナ下で引き下げざるを得なかった利用者のQOL（生活の質）を、令和5年度には取り戻していく取り組みを進めていく。

(2) 新たな業務推進体制にもとづく役割の明確化と遂行

…**令和5年度においては、入所支援（生活支援課）と地域支援（地域支援課）の両課を統括する課長を配置し、同様に両課における主任との連携と取りまとめを担う係長を配置、そのもとに各支援課主任を配置する新たな体制により業務を推進していく。**

…**課長・係長のもとで、各業務の分掌に主となって計画の立案と運営を担う責任者を配し、それぞれの役割と責任を明確にすることで、意欲的な業務の遂行を図る。**

*年間行事：年間行事の企画・運営を担当するスタッフリーダーを配置し、アフターコロナにおける新しい生活支援に基づく年間行事を多彩に計画・実施していく。具体的には3年間停止してきた納涼祭行事、運動会行事を見直し・再開したい。

*機能訓練・作業部・クラブ：各活動の計画と運営を担う担当者を配置し、アフタ

ーコロナにおける新しい生活支援に基づく日課活動を積極的に実施していく。

具体的には、制限してきた参加者数や実施頻度を見直しコロナ禍以前の活気ある活動を取り戻すよう進めて行く。

- * 広報活動：広報活動を担当するスタッフリーダーを配置し、法人機関紙の作成・発行、SNS（ホームページ、Instagram）による情報の発信など、より多くの地域の方々にりこう園を知っていただくための取り組みを意欲的に実施する。また今年度は法人各施設を案内するパンフレットの刷新を行う。
- * 職員研修：研修委員会による年間計画に基づき、外部講師を招いての研修も含め、多職種にわたる実りある研修を確実に実施する。本年度は内部研修について計4回を計画する。また外部研修においては対面での研修会が復活しつつある中、より多くの職員が参加できるよう進めて行く。
- * 虐待防止：新たな運営基準に基づき虐待防止委員会による定期的な取組み（年3回開催）と啓発活動を実施、虐待防止の一層の徹底を図る。
- * 身体拘束：新たな運営基準に基づき身体拘束適正化検討委員会（虐待防止委員会が一体的に運営）による身体拘束廃止に向けた取組みを進める。
- * 防災訓練：新たな運営基準に基づき、防火管理者の計画による火災避難訓練に加え風水害等を踏まえた災害時訓練を実施し災害発生時に備える。併せて非常災害時への食糧や物品の備えを徹底する。
- * 地域交流：地域交流を推進する担当職員を配して、地元小中学校児童生徒との交流を推進する。対面での交流会の実施については、小中学校との相談の中で進めて行くこととし、必要に応じて昨年来より実施しているオンライン形式による交流会も含め、地域交流の継続を図る。
- * 職員会議：年間計画に基づき、各種職員会議を定例化し、意欲的に実施する。職員研修と同様に毎週金曜日の午前を研修および会議の枠として確保する。とりわけ主任レベルの意思疎通は事業所としての考えや意向を現場職員へ浸透させていく上でも重要であることから各部署代表者出席のもとでの拡大主任会を定期（りこう会議/月1回）に開催し意思疎通を図る。給食委員会による給食会議を3カ月に1回開催する。

（3）障害福祉サービス等報酬改定への対応

…令和3年度報酬改定により、各事業における運営基準及び加算要件の見直しが実施され順次対応を進めてきている。とりわけ下記の各事項については本年度以降よりその対応が義務化等されることから万全を期して取り組みを行う。

- * 感染症や災害への対応力の強化：感染症や災害が発生した場合であっても、対策等を講じながら、利用者へのサービス提供が継続されるよう、運営基準の見直しが図られた。新たな運営基準においては、①感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の義務化、②業務継続に向けた計画等の策定（業務継続計画）及び研修・訓練の実施の義務化、③地域と連携した災害対策の推進、がそれぞれ令和6年4月より義務化される。このことへの具体的な取り組みを進める。特に業務継続計画（BCP）については策定委員会を設置しこの策定に取り組むと共に、有

事における事業継続のための体制づくりの整備を進める。

- *職場におけるハラスメント防止の為の措置：男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じる旨が運営基準に追加された。このことについては昨年度に就業規則の改定を実施し、その方針を明確にしている所であるが、さらに相談体制や事後の適切な対応体制、研修の実施等、ハラスメント防止への対応を進める。

(4) 利用者ニーズに応える入所支援機能の発揮

…入所定員の補充の経過

- *令和4年度における入所定員(60名)の欠員補充の状況は、7月1名・11月1名・2月1名・3月1名の欠員(退所)の発生に対し、4月1名・2月3名・3月1名の新規入所者を受入れ、現在も1名の欠員状態にある(令和3年度末に2名欠員があった)。現在、退所利用者が出た場合には、県障害者更生相談所が作成する入所待機者リストに基づき、新たな入所者調整を行ってきているが、近年この待機者リストの信憑性が大きく損なわれている状況にあり新規入所者の調整に長期間を要している。

…このことを受けて、施設入所支援がもつ機能を十分に発揮し、施設入所を希望する重度身体障害者がすみやかに入所サービスを利用できるよう、入所調整を担当する職員を配置して県下各福祉圏域の相談支援事業所と連携を図り、施設独自に入所希望者に係る情報の収集を行っていくことで、すみやかな入所定員の補充・充足が行えるよう取り組んでいく。

- *入所利用されている利用者においてグループホームや在宅での生活を希望する利用者に対して相談支援事業所と連携し地域移行の可能性を検証し本人の望む生活の実現にむけて支援を実施する。
- *圏域の地域生活支援拠点の機能を担う入所施設として、諸要因により在宅からの一時的な避難等が必要な利用者に対する緊急的な受入に対応していく。同様に圏域2市の障害者虐待防止法にかかる緊急一時保護の要請があれば、速やかにその受入れに対応する。
- *入所利用者において日中をるりこう園以外の通所事業所で過ごすことを希望する利用者に対して、相談支援事業所等と連携し本人が希望する過ごしの実現にむけて支援する。
- *入所支援が持つ医療的ケア対応の機能(看護師体制)を活用し、医療的な対応を必要とする通所利用者等の受入れを積極的に進める。

(5) ノーリフトケアの推進と福祉用具・介護ロボット・ICTの導入と活用

- …ノーリフトケアの導入により移乗介護等における利用者・職員双方の安全と安楽の確保を進めている所である。昨年度より新たな浴室においてもノーリフト環境が整備されたことから利用者の居室等生活環境場面も含め全面的なノーリフトケ

アの実現を目指す。

*リフトの導入活用と共に、国が進める福祉現場職員の業務の省力化・効率化・負担軽減を目的とした福祉用具・介護ロボット・ICT（情報通信技術）の有効的な導入を進める。また導入に当たっては各種補助金等の活用も視野に取り組む。

(6) 食事サービスにおける適正な給食の提供

…本年度も管理栄養士1名・栄養士1名の2名体制により、創意工夫された食事メニューの提供を始め、高齢者施設とはまた異なる成人施設らしい十分に配慮が行き届いた食事提供の充実を図る。また昨年度より導入した温冷配膳車を活用した適温給食の提供を継続する。

*日々の食数管理、嗜好調査結果の反映、状態変化に伴う食事形態の変更、また生活支援の一環として行う行事にかかる特別食の提供などについて、管理栄養士と生活支援業務担当職員が中心となり密に委託事業者との連絡連携を図っていく。

*特に適正な栄養価、栄養量など健康管理に直結する事柄については、日々の利用者の状態変化の観察なども含め、看護師及び生活支援員との連携により進める。

(7) りりこう園家族会との交流の推進

…利用者との信頼関係はリスクマネジメントの根幹であり、同様に日々の家族との信頼関係づくりも欠かすことができない。新型コロナウイルス感染症対策による面会や懇談会の停止、行事縮小などにより交流機会が減少したこれまでのあり方を見直し、適切な配慮のもとで積極的な家族と職員の交流の機会づくりを推進していく。

(8) 職員の育成と定着推進

…新任職員はもとより、中堅職員、主任等役職職員も含め、その育成と定着を図るための取り組みを実施する。

*定期的な施設内研修（年4回実施）により、知識と技術の向上を図る。

*それぞれの役職や担当業務の内容に応じた外部研修への積極的な参加を図る。

*新任職員へは主任による毎月の面談を継続、業務習熟への指導と助言を行う。

*職員の資格取得や研修受講を支援し、人材のキャリアアップによる定着促進を図る。具体的には介護福祉士資格取得及び介護職員等初任者研修の修了を目指す職員に対して、勤務上の配慮や受講費用の補助など、専門性獲得のための支援を実施する。

2 当園事業の具体的な目標

- (1) 重度身体障害者への適切なサービスの提供
- (2) 生活の意欲と生活内容の向上
- (3) 身体機能の維持および向上
- (4) 家庭・家族とのつながりの強化

- (5) 社会参加、特に地域活動への積極的な参加と交流の促進
- (6) 身の衛生と住環境の整備
- (7) 健康づくりと栄養状態の向上
- (8) 地域福祉活動への貢献と人材の育成

3 令和5年度 取り組み事項

(1) 重度身体障害者への適切なサービスの提供

ア. 主眼点

- ①利用者の選択に応えるため、サービスの質の向上を図り、職員一人ひとりの意欲的な姿勢、高い資質、深い専門性を求める。その基盤の中から、「地域社会福祉の視点からの施設運営」と「地域社会福祉への貢献」をさらに発展させる。
- ②専門性の発揮
 - ・今年一年、良い経験や体験ができた、良い生活の変化があったという施設内外の利用者を多く作り出す。
 - ・多くの笑顔を生み出す努力を惜しまない。
 - ・よき理解者であり、よき相談相手となる。
 - ・相手の立場に立って行動する。
 - ・積極的に研修、研鑽し、専門家としてさらに成長する。

イ. 支援体制の充実

- ①業務推進の責任を、課長・係長の元、ライン業務運営を担う男女別棟別主任が中心となり推進する。研修、会議、各種委員会運営などスタッフ業務を課長・係長と担当主任を中心に推進する。
- ②利用者一人ひとりへのケアプランの作成や振り返り、事例検討会議などを実践する中心者として、サービス管理責任者のもと3名の主任が中心となり推進する。
- ③看護業務においては4名の常勤職員と1名の臨時職員を配置し、これに当たる。
- ④食事提供業務においては、委託業者との連絡連携を図る中心となる管理栄養士を配置、さらに献立作成業務を進める栄養士1名を配置し、それぞれがこれに当たる。
- ⑤苦情解決では、利用者および家族への周知をさらに図り、系統的な業務推進と迅速且つ効率的な運用を行う。
- ⑥作業療法士を配置し、リハビリテーションを中心とした専門的支援をいっそう充実させる。
- ⑦臨時職員については、職務内容や勤務形態を吟味しながら、一層の貢献をお願いする。

ウ. 引き継ぎと打ち合わせ等による情報共有の機会の充実

- ①各部門の職員がそれぞれの職務遂行と連携を図るため、日常的に且つ必要に応じて随時に行う打ち合わせの機会を充実する。
- ②直接援助業務では、生活運営と個別援助をいっそう円滑にするために職員会議を開催し充実させる。
- ③円滑な引き継ぎと利用者個々への対応に資するため、記録システムの活用と共に生活支援日誌、排泄表、個別生活記録など緒記録を活用し、利用者個々の全体像を浮かび上

がらせることができるよう内容の充実を図る。

エ. 職員研修の充実

①施設外研修

今年度開催の身障施設研究大会をはじめ、対面による研修機会が再開してきている中、諸方面への外部研修参加を積極的に進め、より多くの職員に参加機会があるよう配慮を行う。併せてコロナ対策で導入されてきたオンライン研修については開催があればこれを十分に活用していく。

②施設内研修

組織としてステップアップを図るべく、研修担当リーダーを中心として、職員の意欲と技術の向上につながる研修を、外部講師の派遣も含め計画的に企画・実施する。

③施設間交流研修 他

今年度より対面での開催が計画されている、県内施設による施設間交流研修をはじめ、京滋支部によるQOL委員会、サービス管理責任者連絡会等に担当職員を配置して参画する。

オ. 安全と無事故の生活運営

①施設内外にわたり無事故を徹底する。そのためにも、各種行事ならびに園外活動にあたっては、綿密な計画と打ち合わせ、周到な準備を徹底する。

②介護用具や介護機器の使用にあたっては、基本ルールを徹底し安全確保のために細心の注意を払うと共に、日常的な機器の点検を徹底する。

③公用車の運転においては、常にゆとりある移送計画を作成し、運転者が適度な緊張感を持ちながら安心して運転できるよう配慮する。

④利用者の預貯金については、障害福祉サービス費対象外サービスとして預貯金管理サービスを継続提供する。従来からの銀行の保護預かりをはじめとして、適正かつ安全な管理と出納代理を徹底する。

⑤施設内外にわたるトラブル（人的・物的）等を回避・解決する苦情解決体制をはじめとするリスクマネジメントを徹底する。日常的な気付きをヒヤリハット事例として記録（PC内共有フォルダー）に留め職員間での情報共有を徹底する。事故発生時には軽微な事故であっても、家族はもとより援護の実施機関である市町担当者へ報告を行うことを徹底する。

カ. 総合防災対策

①総合防災訓練（会議）を近隣区民および関係諸方面からの参加を得て開催を計画する。但し、感染症対策における所轄消防の指導に基づき適切に進めることとする。

②防災訓練については年に3回実施し、消火訓練についても同様に実施する。夜間想定だけにとどまらず、昼間の生活場面での緊急事態を想定した実動訓練を計画し、職員・利用者ともに防災への関心を高められるよう工夫する。

③火災を想定した訓練に留まらず、風水害や防犯を想定した訓練についても計画する。

キ. サービス自己評価

「障害者・児のサービス評価基準（滋賀県版）」を用いた自己評価を実施し、利用者主体のサービス、利用者のQOLやエンパワメントを向上するための取り組みの目安とする。また、この評価結果はホームページ等により公開する。

(2) 生活意欲と生活内容の向上

…各種活動および行事開催については、アフターコロナにおける新たな活動支援の在り方への転換を図る。このことについて主となり計画・推進していく職員を配置し、各担当職員との連携し配慮と工夫の中でコロナ禍以前の活発な諸活動を展開していく。とりわけ年間を通した諸行事開催については、コロナ下で開催を始めた「るりナリエ点灯式」、「るりこう園花火大会」など、従来の形にとらわれない新たなイベントを開拓するなど、利用者の生活にメリハリを生み出し、QOL向上につながる行事活動の在り方を追求する。

ア. 各種活動の実施

- ①作業部は、作品を創り出す喜びを皆で共有しながら活発な活動を継続する。また、既存の作品作りだけにとどまらず利用者の可能性を引き出し広げる活動となるよう様々に試みる。創作した作品はホームページやインスタグラムで広く紹介を行う等、創作意欲の継続につながるよう支援を行なう。
- ②音楽クラブは、参加する利用者の個性を活かしながら活動を展開し、地域の人々との交流の機会が広がるよう施設内外での発表機会を増やす工夫をあわせて行う。
- ③余暇活動（将棋・アロマ）は、自ら進んで活動する利用者への援助を引き続き行う。日中活動の広がりを図るに際して、専門的な協力が得られるボランティア等の導入も試みる。

イ. 各種年間行事の開催

- ①施設の中で、利用者が相互の親睦を深めるための行事

6月	開園記念会食会
8月	納涼盆踊り大会（新たな方法による）
12月	先亡者慰霊祭
1月	利用者新年祝賀会
月例	誕生会

- ②施設の中で、地域の人々を交えて催す行事

9月 秋の大運動会（新たな方法による／運営ボランティアの参加）

※年間を通じ 土山小学校・大野小学校児童との交流交歓会など地域の人々の参加と交流を工夫する。

- ③地域へ出向いて利用者の代表が催しに参加する行事（開催された場合）

5月	淡海学園「母の日集会」への参加
7月	滋児成協身障施設体育大会への参加
9月	土山中学校体育大会の見学 滋賀県障害者スポーツ大会への参加
10月	土山小学校運動会の見学
11月	あいの土山文化祭での音楽クラブの発表と作業部の作品展示 大野小学校音楽会への音楽クラブ演奏参加

ウ. 月例誕生会の開催

- ①開催にあたっては、各月季節感を取り入れる。事前の企画開催準備を円滑に行うよ

うにする。時間短縮等の制限を緩和しアトラクション等のイベントも計画する。

7月上旬：七夕笹飾り

10月上旬：秋風食事会

12月下旬：クリスマス会

2月上旬：節分豆まき

②利用者の楽しみとなっている「誕生日プレゼント」については、これを継続する。

③家族参加については、感染拡大状況等を鑑み、適切に案内する。

エ. 個別支援計画の遂行

サービス管理責任者を中心として、進行管理を確実にを行い、モニタリングを充実させる。そして、モニタリング等を通じて明らかになった課題や留意点を把握し、状態等の変化などにより支援計画の見直しの必要が生じた利用者についての見直しを迅速かつ確実にを行い適切な支援を実施するとともに、専門的な援助方法の企画と実践を行う。

オ. 個別援助への取り組み

①主任生活支援員およびケース担当職員により、利用者個々の現状と可能性、専門的な援助方法の研究等を行うと共に、利用者の自立への意欲と社会参加の可能性を高めることを目標として日常的な関係づくりも含めた個別援助を提供する。

②個別生活記録（ケース記録）については、そのケースの毎日の生活状況にとどまらず、個別支援計画に基づき目標や評価などを随時振り返り記入するなど内容の充実を図る。

カ. 「仲間の会」活動支援

「仲間の会」については、自主運営のための側面的な支援の充実を継続する。

(3) 身体機能の維持および向上

…**身体機能の維持向上において機能訓練活動の果たす役割は大きい。とりわけ重度重症化に加え高齢化が顕著な利用者においても、その継続実施が重要である。制限してきた参加者数や実施頻度を見直しコロナ禍以前の活気ある活動を取り戻すよう進めて行く。**

ア. 機能訓練の積極的な展開

①作業療法士を核として7名の生活支援員を訓練担当者として配置し、関節可動域改善訓練および運動療法を中心とした機能訓練を確実に実施する。

②個別の実施方法と留意事項について意見を交換するリハビリテーション会議（機能訓練に係るケース会議）を年3回計画する。

③機能訓練の具体的な方法や実地指導については、整形外科的な処方と指導を山田秀樹先生に引き続き担当していただく。

④担当職員は、施設内外の利用者へ向けたリハビリ計画に基づき実施する。

⑤担当職員については、福祉用具や身体障害者スポーツ指導員養成研修等の研修の機会を計画する。

イ. 関節可動域改善訓練の実施

①担当職員が山田医師の指示と指導を受けて、個別計画を立てて主に月曜～土曜の午

前中に実施する。

- ②訓練内容としてはホットパックやマイクロ波による温熱マッサージと他動運動を施すほかに本人の可能な範囲での自己介助運動、自動運動を指導する。

ウ. 個別機能訓練（運動療法）の実施

- ①対象者に対して、個別計画を立てて主に月曜～土曜の午後に実施する。
- ②個々の目標とメソッド、そして日々の実施内容について日常的に取り組むことができるよう、本人はもとより関係職員がよく把握できるように工夫し連絡する。

エ. レクリエーションスポーツの実施

- ①日々の日中活動において、ボッチャなど身近に楽しめるレクリエーションスポーツを入所利用者と通所利用者が一緒に取り組める機会を確保する。
- ②滋賀県障害者スポーツ大会への代表参加、県内身体障害者施設体育大会への積極的な参加を計画する。

オ. 調査の実施

ADL および ROM（関節可動域）調査をすべての入・通所利用者について実施する。

カ. 補装具と自助具の研究と普及

- ①市町へのスムーズな補装具の交付と修理の申請（代行）については、個々の必要性に応じスムーズな事務処理を行い、業者対応についても適切に行い、作業処理速度を上げることに留意する。
- ②補装具の交付・修理・点検については、身体機能や ADL だけでなく QOL の視点に応じた専門的な対応を行う。
- ③補装具や自助具などのテクノエイドに関する情報を積極的に収集し、広く活用できることを責務とする。

(4) 家庭・家族とのつながりの強化

…利用者との信頼関係はリスクマネジメントの根幹であり、同様に日々の家族との信頼関係づくりも欠かすことができない。新型コロナウイルス感染症対策による面会や懇談会の停止、行事縮小などにより交流機会が減少したこれまでのあり方を見直し、適切な配慮のもとで積極的な家族と職員の交流の機会づくりを推進していく。

ア. 身元引受人の選任依頼

家族の理解と支援を強化し育成するために、家族関係を把握し、身元引受人はもとより、家族の活発な活動に配慮する。家族状況等により家族における選任が困難なケースについては、後見人制度について案内し手続きを経て身元引受人としてお願いしていく。なお昨年度より緊急時等の確実な連絡確保のため身元引受人不在時の連絡先者の届け出をお願いした。

イ. 誕生会や諸行事への参加要請

- ①身元引受人個々への誕生会の案内と各種行事への参加要請を行う。
- ②次に示す二つの行事については、行事への参加要請にとどまらず、企画、準備や運営の具体的な役割が分担できるようにしていただく。なおアフターコロナにおける開催方法については十分に相談をして進める。

…納涼盆踊り大会・秋の大運動会

ウ. 保護者との個別懇談会の実施

昨年度はコロナ禍での制限により実施できなかった以下のことについて、一定の配慮と工夫の下で実施していく。

- ①保護者との個別懇談会を7月と12月を中心に年2回開催する。日頃の利用者の様子をお伝えする共に、各種支援計画の説明と同意、意向や意見の聴取などを通して、家族との連携を図る機会とする。個別懇談会への出席が難しい保護者に対しては文書等により様子を伝えると共に確認書類を送付しての手続きを行う。
- ②各帰省について、利用者とその家族との絆を尊重し、確認し、強めていかれる視点に立ち、利用者の心情をくみ取り、家族に対して理解と協力を得ることに留意する。
- ③帰省時には「連絡票」の作成、年末の「一年間の生活の様子」の作成を堅実にを行い、利用者の具体的な状況を家族に連絡し、本人への理解と支援をいっそう強めるようにする。
- ④一時帰省や外泊が困難な利用者が増加しており、それぞれの家族の状況把握を確実にした上で、一時帰省の意義を確実に家族に伝えながらも、一時帰省期間中の帰省にとらわれない短期間の外泊や外出なども家族の状況に応じて提案するなど柔軟な対応を行う。

エ. 夏冬の家族による衣類の交換

衣類交換については、担当職員が個々の家族の状況を把握し協力を要請することとなるが、家族とのつながりを維持するためにも欠かせない「依頼事項」として継続する。

(5) 社会参加とくに地域活動への積極的な参加と交流の促進

…施設内で完結しない生活、利用者の自発的な生活創りと意欲の向上のためにも、利用者における社会参加の機会は非常に大切である。新型コロナウイルス感染症の対応措置により外出機会が制限されてきた中、今年度は適切な配慮と工夫のもとで以下の活動を積極的に進めて行く。

ア. 園外活動の計画的な実施

外出活動においてはマンツーマン体制が必須であり、現行の職員体制下においては一定外出機会の内容や頻度を調整せざるを得ない状況にある。このことから本年度においては、従来の希望旅行は活動を控え、買い物を主とした随時外出については、これを計画的に継続実施する。

イ. 外部行事への参加

利用者の社会参加の一環として、引き続き県内および地域行事への参加を援助する。

ウ. 小中学校児童生徒との交流交歓

- ①土山中学校との交流交歓は、当園秋の大運動会および土山中学校体育大会での交流交歓を中心に行う。
- ②町内2小学校児童との定期的な交流交歓については、具体的な提案を受け入れるだけでなく、当園ならではの様々なメニュー設定など創意工夫を継続する。なお感染症対策について学校との相談の中で進めて行く。
- ③交流交歓にあたっては、地域交流担当職員による事前の協議と準備を十分に行い、

趣旨と方法に無理の生じない、また、利用者の意向をくみ取りながら効果的な運営に心がける。昨年度に試みたオンラインを活用した交流交歓の方法については、本年度も交流校との十分な事前協議の中で継続していく。

(6) 身の衛生と住環境の整備

…新たに整備した浴室および入浴設備を活用した快適な入浴提供等により身の衛生の維持を図ると共に、施設内の設備等のすみやかな修繕対応や作品展示など装飾等による景観の改善を行い、より豊かな住環境の整備に努め QOL 向上を図る。

…今年度は遊歩道・屋外訓練場を中心とした外構工事を計画、地盤の沈下や遊歩道の凹凸の発生に対して土壌の改良を行うとともに、これを機に利用者・家族・職員等の交流、活動、散歩エリアとして造り変えることとする。利用者が安全に且つ日常的に過ごすことができるスペース作りを通して住環境のさらなる向上を図る。

ア. 快適な入浴の提供

①新たに完成した浴室と入浴設備を活用し、より安心、安全、快適な入浴機会の提供を継続する。新たに導入したミスト浴槽・天井走行式リフトの活用も含め、利用者の身体状況に応じて、より適切な入浴方法にて実施する。

②とりわけ入浴場面での事故防止には留意を払い、適切な入浴機器の使用、日々の機器の点検など、安全の確保に最大限努める。

イ. 清拭と手洗い等の励行

①非浴時や排泄介助時の清拭、適時の口腔洗浄など利用者の身の衛生に努める

②食事前の手洗いや手拭の励行を継続し、良き習慣となるよう援助する。

ウ. 施設および諸設備の整備

必要に応じ、予算に鑑みて、取り換えや修繕を計画する。とりわけ利用者の安全確保に関わる修繕については、すみやかにその対応を行う。

エ. 環境衛生活動の推進

①清掃業務を担当する業務補助員と連携して施設内外の環境美化に努める。

②リネン（シーツ）交換については、ベッド回りの美化およびリネン類の衛生的な取り扱いを励行する。定期の交換にとらわれず汚染状況に応じて適時に交換を行う。

(7) 健康づくりと栄養状態の向上

ア. 利用者の健康管理と医療

利用者の高齢化、疾患の多様化による重症化や不慮の骨折や状態急変の可能性が高まっている現状で、看護師は的確な観察力と判断をもって医師と連携し、速やかに対応できるように努める。また新型コロナウイルス感染症における発熱等体調変化に迅速に対応し、感染拡大の防止に努める。

①健診の実施

- ・胸部レントゲン検査
- ・バイタル測定
- ・尿検査（医師指示時）
- ・血液検査（年1回及び医師の指示時）

- ・体重測定（毎月）栄養士と連携をとり、健康づくりと褥瘡防止に努める。

②一般状態の観察と対応

- ・定期の測定及び状態の変化がある場合の観察を行なう。
- ・状態の変化を認めた場合、担当医師への報告を行い、指示の治療を開始する。
- ・急変時は、敏速に対応し、協力病院への受診対応を行う。専門的医療についても継続加療が出来るよう通院介助を行い、状態を把握する。

③薬品の管理・与薬

- ・3週間毎に定期処方をも本務医院に申し込み、薬包車により個別に管理する。臨時薬、他院からの処方薬についても、同様に管理する。
- ・日々の与薬業務を行い、内服状況を把握する。
- ・就寝時の睡眠薬などは、鍵付きの保管車にて管理する。

④日常の処置

- ・創部ガーゼ交換、褥瘡処置、胃瘻の管理、膀胱瘻の管理、膀胱洗浄、在宅酸素療法の管理、排便やガス抜きなど排泄処置、気管切開部のケア、吸引、軟膏塗布などの処置業務実施。

⑤予防接種と感染予防

- ・本年度も新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種について、行政機関等からの案内等があれば、適切に対応する。
- ・インフルエンザ予防接種（11月の後半又は12月の前半）
- ・白癬菌対策（罹患調査と抗菌剤の継続使用）
- ・消毒法や感染物（尿・便など）の取り扱いについては、看護師によるマニュアル（手順書）の励行を徹底する。
- ・施設内の感染対策においては感染症対策委員会を定期に開催し、十分な予防と対策が実施できるよう感染対策マニュアル等に基づき行動すると共に、必要に応じて医師や専門機関に相談、協力を依頼する。今年度はコロナ感染症の過去3年間の経験を基に感染症対応マニュアルの見直しを行う。

⑥在宅歯科対応

- ・甲賀病院歯科との連絡業務及び受診時介助の実施

⑦訪問歯科対応

- ・甲賀病院歯科の衛生士による口腔ケア実施の対応及び介助
- ・甲賀病院歯科衛生士より口腔ケアにおける手技と方法について指導を受けると共に、口腔衛生を担当する生活支援員を配置し他職員への周知を図れるようにする。併せて口腔衛生にかかる施設内研修を実施する。
- ・なお歯科医師および歯科衛生士による指示指導については適切に記録に留める。

⑧短期入所者への医療ケアの実施

- ・持参薬の管理と状態の観察（バルンカテーテル管理・膀胱瘻管理・胃瘻管理など）を行う。
- ・胃瘻注入、排便などの医療的処置を実施する。

⑨マニュアルの作成

- ・感染対策マニュアル、健康管理マニュアル、薬物使用マニュアルを作成し、利用者

への支援や看護が円滑に行われるように努める。

イ. 健康づくりと適正栄養の確保

1. 栄養管理

①栄養ケア・マネジメントの実施

- ・栄養ケア・マネジメントについては、継続して個々の利用者の栄養改善と食生活の質の向上を推進し、各専門職種が連携、協働して全ての利用者が、快適な日常生活を営めるように支援する。
- ・入所者の栄養や食生活の質の向上を図り、医師をはじめとする医療・介護・栄養の各専門職が連携しケア計画を実施する。
- ・利用者の身体の状態を正しく把握・評価し、それに基づいた適正栄養量の提供と QOL の向上に努める。
- ・慢性の低栄養、あるいは過栄養の改善、生活習慣病等の疾病予防に努め、充実した生活への一端を担えるようにしていく。
- ・障害の進行や高齢化に起因して嚥下状況が変化した利用者や排泄困難を来した利用者などへの食物形態の工夫や栄養補助食品の導入など、栄養面からのアプローチ(マネジメント)を行う。

②食事摂取基準

健康状態や身体状況等の生活環境に見合った、利用者個々の適正栄養量を求め、その栄養素摂取量が必要量を充足しているかアセスメントしていく。

③食事箋

利用者の健康状態、身体状況を把握し、食事内容に変更が必要な場合は、各部署が速やかに連携を取り、速やかに適正な栄養量や食事形態を提供できるよう、委託事業者と連携を図り、これに対応する。

④療養食

疾病治療の直接的手段として、医師の指示による食事箋に基づいて適切な栄養量と内容の食事を提供していく必要がある利用者について、委託事業者への情報提供と連携により、これに対応する。

⑤食事サービス

栄養価計算を含む献立の作成についてははりこう園管理栄養士および栄養士が行い、これに基づき調理・提供を委託事業者調理員が行うこととなるが、適切な調理がなされているか常に確認を行い、委託事業者と日常的に密に連携を図り、適正かつ適切な食事提供に努める。

2. 給食会議の開催

関係職種職員による給食会議を定期(年4回を予定)に開催し、利用者の状態変化や嗜好や意向への対応など、栄養ケアプランを基とした検討を実施する。

3. 栄養指導

利用者に対しては食生活全般に高い関心を持っていただけるようにする。偏食傾向のある利用者や、食事や栄養に関する誤った知識を持つ利用者に対し、解りやす

い指導を実施する。日常会話の中から利用者の思いや考えを聞き出し、個人個人に合った指導を常に考え、実施していく。

(8) 地域福祉活動への貢献と人材の育成

…地域福祉活動をはじめ地域貢献は社会福祉法人が担う大きな役割の一つである。この3年間においては新型コロナウイルス感染症予防措置において、外出活動や多人数での交流機会が制限されてきたが、社会的な対応方針の見直しが図られる中、新たな地域福祉活動の進め方について関係機関と連携を図りながら進めて行きたい。併せてIT媒体（ホームページやインスタグラム等）を介しての地域への情報発信については、引き続き積極的に行っていきたい。

ア. ボランティア活動のスムーズな受け入れ

* 一定の配慮と工夫の下で、コロナ禍以前の状態への回復を図りたい。

- ① ボランティア活動の受け入れについては、地域交流担当主任が中心となり事前の打ち合わせを密にして、来園される方の意向と善意が反映されるよう配慮する。
- ② 例年活動いただいている団体責任者との連絡担当者を配置し、各団体との連絡を密にする。
- ③ 見学も含めて来園者の方々に利用者との交流を可能な限り配慮する。ただし、利用者の「生活の場」としての尊重をしていただけるよう伝える。また、人員と時間帯も考慮していただくよう助言する。

イ. 福祉教育活動の推進

* 一定の配慮と工夫の下で、コロナ禍以前の状態への回復を図りたい。

[地域小学校での事前学習への協力]

地域の小学校児童との交流交歓に際して、事前の学習会に職員を派遣し、るりこう園や利用者の様子について児童に伝える機会を継続する。

[社会福祉配属実習の受け入れ]

- ① 大学、短期大学からの要請を受け、可能な範囲での受け入れを行なう。ただし宿泊実習については宿泊場所の確保が可能な場合に限ることとする。
- ② 実習の受け入れ担当者を学校別に割り当て、特定職員に過度の負担がかからないように配慮する。それぞれの実習ごとに担当職員が受け入れ計画を策定し、実習当初2日間のオリエンテーションを充実させるとともに、学生への相談・助言を担当する。
- ③ 学生の受け入れにあたっては、実習直前ならびに開始時のオリエンテーションの充実、そして日々の反省会などを通じて双方にとって「有意義・有益・無事故」の実習指導に心がける。

[見学実習・研修の受け入れ]

事前の連絡調整を密にし、また利用者の意向に配慮して「ふれあいのある」機会となるように計画する。

以上